

「協会の外務員等の処分に係る手続に関する規則」等の制定及び関係規則等の一部改正等（案）に関するパブリックコメントの結果について

平成 30 年 1 月 17 日
日本証券業協会

本協会では、「協会の外務員等の処分に係る手続に関する規則」等の制定及び関係規則等の一部改正等（案）につきまして、平成 29 年 11 月 15 日から平成 29 年 12 月 14 日までの間、パブリックコメントの募集を行いました。

この間に寄せられた意見・質問（1 社、1 件）及びそれらに対する考え方は、以下のとおりです。

項番	意見・質問	考え方
1	<p>規則:協会の従業員等に係る自主規制処分の不服申立てに関する規則 該当条文:第4条 意見:「協会の従業員等に係る自主規制処分の不服申立てに関する規則(案)」第4条では、「自主規制処分の名宛人及び当該自主規制処分の対象となった者で、当該自主規制処分に不服がある者は、本協会に対して不服申立てを行うことができる。」とあるが、不服がある者とは、従業員等又は協会員であり、従業員等も直接貴会へ不服申立てを行うことができるという理解でよいか。 提案理由:現行の「協会の従業員に関する規則」第13条の4では、従業員等又は協会員が不服の申立てを行うことができると規定されているが、今般の制度整備により、当該条文が削除されるため、「協会の従業員等に係る自主規制処分の不服申立てに関する規則」において、不服の申立てを行うことができる者の範囲を明らかにしたい。</p>	<p>ご理解のとおりであり、「協会の従業員等に係る自主規制処分の不服申立てに関する規則」第4条において、協会員の従業員等に係る自主規制処分について本協会に対して不服申立てを行うことができる者とは、具体的に以下の者を指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協会員の従業員等に係る自主規制処分の名宛人である協会員 ・ 不都合行為者の取扱いの決定を受けた従業員等 ・ 協会員の従業員等に係る自主規制処分（不都合行為者の取扱いの決定以外）の対象となった従業員等

以上